

公共施設整備事業への多様な PPP/PFI 手法導入検討要領

厳しい財政状況の中で、必要な公共施設等の整備等（以下、「公共施設整備事業」という。）を効率的かつ効果的に進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、地域経済の活性化及び発展につなげるためには、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが不可欠である。

そのため、本県においては、今後、必要な公共施設整備事業を実施とした場合、当該事業実施の検討段階において、多様な PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討することとし、次のとおり検討の要領を定める。

第 1 目的

この要領は、優先的検討を行うに当たって、その対象とする事業や検討内容、その他必要な手続き等に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。

第 2 定義

- ア. 公共施設等 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)第 2 条第 1 項に規定する公共施設等。
- イ. 整備等 公共施設等の建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、県民に対するサービスの提供を含む。
- ウ. 運営等 運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、県民に対するサービスの提供を含む。
- エ. 優先的検討 本要領に基づき、必要な公共施設整備事業を実施とした場合、当該事業実施の検討段階において、多様な PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討すること。
- オ. 利用料金 公共施設等の利用に係る料金。
- カ. 事業担当部局 公共施設整備事業を実施する部（公室）局等（各種委員（会）事務局等を含む。）。

第 3 対象とする PPP/PFI 手法

- ア. 本要領の対象とする PPP/PFI 手法は別記に掲げるものとする。
- イ. アに関わらず、事業担当部局は、公共施設整備事業の特殊性等により他の手法についても対象とすることができる。

第 4 優先的検討の対象とする事業

- ア. 本要領に基づく優先的検討の対象とする事業は、次の（１）及び（２）に該当する公共施設整備事業とする。ただし、民間事業者から提案のあった事業については、これに関わらず検討の対象とする。

- (1) 次のいずれかに該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業
 - ①建築物又はプラントの整備等に関する事業
 - ②利用料金の徴収を行う公共施設整備事業
 - (2) 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業
 - ①事業費の総額が 10 億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）
 - ②単年度の事業費が 1 億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）
- イ. アに関わらず、次の各号に掲げる事業は、本要領に基づく優先的検討の対象から除くことができるものとする。
- (1) 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業
 - (2) 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
 - (3) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業
- ウ. ア又はイに関わらず、事業担当部局は、公共施設整備事業の特殊性等により検討の対象とすることができる。

第 5 優先的検討の開始時期

- ア. 事業担当部局は、公共施設整備事業について、その基本構想や基本計画等を策定する場合又は公共施設等の運営等の見直しを行う場合に、本要領に基づく優先的検討を開始するものとする。
- イ. アのほか、次に掲げる計画又は方針等の策定、改定又は検討を行う場合には、当該計画等に記載する公共施設等の事業担当部局は、多様な PPP/PFI 手法の導入についても検討を行うものとする。
- (1) 「公共施設等総合管理計画」又は「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）Ⅳの「個別施設計画」
 - (2) 「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成 26 年 8 月 29 日総務省自治財政局通知）第 2 の「経営戦略」
 - (3) まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 9 条の規定に基づく「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」
 - (4) 第二号に掲げるもののほか、公営企業の経営の効率化に関する取り組み
 - (5) 国公有地の未利用資産等の有効活用
 - (6) 公共施設等の集約化又は複合化等

第6 適切な手法の選択

事業担当部局は、第8及び第9の検討に先立ち、公共施設整備事業の内容や期間、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切なPPP/PFI手法を選択するものとする。この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

第7 検討の省略

事業担当部局は、次の表の左欄に掲げる手法に該当する場合には、それぞれ同表の右欄に掲げる検討を省略することができるものとする。

(1) 指定管理者制度	第8及び第9
(2) 当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合のBTO方式	第8
(3) 民間事業者からPPP/PFIに関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と提案されたPPP/PFI手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該手法の導入が適切であるとされている場合における当該手法	第8
(4) 公共施設等運営権方式	第8
(5) 過去の実績が乏しいことなどにより、適切な費用を算定することが困難な手法	第8

第8 一次検討（庁内簡易調査）

事業担当部局は公共施設整備事業を実施するとした場合、自ら公共施設整備事業を行う従来型手法と、最も適切なPPP/PFI手法との間で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、PPP/PFI手法の導入の適否を評価するものとする。

なお、第6において複数の手法を選択した場合においては、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとする。

- (1) 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用
- (2) 公共施設等の運営等の費用
- (3) 民間事業者の適正な利益及び配当
- (4) 調査に要する費用
- (5) 資金調達に要する費用
- (6) 利用料金収入
- (7) 租税公課
- (8) その他事業や手法の特性等に応じて必要となる費用等

第9 二次検討（導入可能性調査）

ア. 事業担当部局は、第8の一次検討においてPPP/PFI手法の導入が適しているとされた公共施設整備事業については、外部の専門家等を活用するなどにより、次に掲げる項目の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、PPP/PFI手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、改めてPPP/PFI手法の導入の適否を評価するものとする。

- (1) 従来型手法とPPP/PFI手法の長所及び短所、並びに当該短所の解決策
- (2) PPP/PFI手法を導入する場合の民間事業者へ委託する業務の範囲及び要求水準
- (3) リスク分担
- (4) 従来型手法とPPP/PFI手法それぞれの費用総額
- (5) その他事業や手法の特性等に応じて必要となる項目

イ. 二次検討は、外部の専門家等を活用するための予算が別途必要となる場合があるため、あらかじめ財政課と協議を行い、当該予算を確保のうえ実施するものとする。

第10 事業の実施及び当該事業へのPPP/PFI手法の導入に係る検討・協議

事業担当部局は、事業の実施及び当該事業へのPPP/PFI手法の導入について、第8、第9の評価結果（第7において、第8及び第9の両方の検討を省略した場合にあっては、他の方法により得た評価結果）を参考に検討を行うとともに、その必要性について財政課及び財産経営課その他関係課と協議のうえ、所要の手続きを進めるものとする。

第11 評価結果の公表

事業担当部局は、本要領に基づく検討の結果、公共施設整備事業にPPP/PFI手法を導入しないこととした場合には、次の表の左欄に掲げる事項を、それぞれ同表の右欄に掲げる時期にインターネット上で公表するものとする。

(1)PPP/PFI手法を導入しないこととした旨及びその理由となる事項のうち、当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項	当該事業の実施決定後、遅滞ない時期
(2)費用総額の内容及びその算出根拠（第9の結果を踏まえて更新した場合は当該更新した後のもの）など、当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながる事項	当該事業に係る入札手続の終了後、適切な時期

第 12 その他

ア. この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は別に定める。

イ. この要領は、必要に応じて見直しを行うものとする。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別記（第3関係）

(1)民間事業者が公共施設等の運営等を担う方法	指定管理者制度	地方公共団体が設置した「公の施設」について、民間事業者が管理・運営を行うスキーム。
	包括的民間委託	公共施設等の管理・運営を包括的に民間事業者に委託するスキーム。
	公共施設等運営権方式	利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を発注者に残したまま、公共施設等の経営を民間事業者が行うスキーム。
(2)民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う方法	BT0方式	（建設 Build-移転 Transfer-運営等 Operate） 民間事業者が資金調達を行い、公共施設等を建設。公共施設等の完成後に公共に所有権を移転し、民間事業者が維持管理・運営を行うスキーム。
	BOT方式	（建設 Build-運営等 Operate-移転 Transfer） 民間事業者が資金調達を行い、公共施設等を建設。民間事業者が維持管理・運営し、事業終了後に公共に所有権を移転するスキーム。
	B00方式	（建設 Build-所有 Own-運営等 Operate） 民間事業者が資金調達を行い、公共施設等を建設。民間事業者が維持管理・運営し、事業終了時点で公共施設等を解体・撤去するなど公共に所有権を移転しないスキーム。
	R0方式	（改修 Rehabilitate-運営等 Operate） 民間事業者が資金調達を行い、公共施設等の所有権を公共に残したまま、改修・補修し、維持管理・運営を行うスキーム。
	DB0方式	（設計 Design-建設 Build-運営等 Operate） 公共が資金調達を行い、設計、建設、維持管理、運営を長期契約等により民間事業者に一括発注又は性能発注するスキーム。
(3)民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う方法	BT方式	（建設 Build-移転 Transfer） 民間事業者が公共施設等を建設。公共施設等の完成後に公共に所有権を移転するスキーム。